様式１（R6.4.1改）

プラザ洞津利用料金減免申請書（個人利用）

組合員証記号番号	公立三重	所属所名	
組合員氏　名		所属所コード	
利用日	令和　　年　　月　　日	連絡先電話番号	―　　―

利用区分

※利用区分をチェックしてください。商品購入の場合は商品名（【例】おせち料理）を記入してください。

☐ レストラン利用

☐ 宴会利用

☐ 商品購入　　（　　）

減　免申請額

※申請額をチェックしてください。 税、サービス料は減免の対象となりません。

☐ 2,000 円（１回分）

おせち料理購入時のみ１回の購入で複数回分利用可

☐ 4,000 円（２回分）

☐ 6,000 円（３回分）

利用区分		利用・購入金額 ※３	減免額
宴会利用 ※１		１回の利用が 5,000円以上	2,000円（１回分）
レストラン利用 ※１		１回の利用が 4,000円以上	
商品購入 ※２	おせち料理	１回の購入金額が 4,000円につき	
	その他商品	１回の購入金額が 4,000円以上	

※１．組合員の利用分を対象とします。　　※２．組合員の支払分を対象とします。
※３．いずれも税、サービス料を除きます。

上記のとおり利用料金の減免を申請します。
公立学校共済組合三重支部長　　様

令和　　年　　月　　日

申請者氏名

※プラザ洞津使用欄	予約番号		確認	令和　　年　　月　　日	担当	
			入力	令和　　年　　月　　日	担当	

（利用に当たっての注意事項）

注１．　減免対象は、公立学校共済組合三重支部の組合員に限ります。ただし、任意継続組合員は除きます。

注２．　組合員資格の有無は次表により判断します。

利用区分	組合員資格の判定基準
宴会、レストランの利用	利用日において組合員であること
おせち料理、その他企画商品の購入	注文日において組合員であること

注３．　減免額は、組合員一人当たり年度内 6,000円（３回）を上限とします。

注４．　利用日当日、組合員証を提示のうえ、この申請書をプラザ洞津に提出し、補助券の交付を受けてください。事後の請求はできません。

注５．　精算の際にレジ又はフロントに補助券を提出し、利用・購入料金から減免額を差し引いた金額を支払ってください。

注６．　利用者が不正に減免を受けた場合（組合員以外の者が使用した場合等）、減免された金額を返納していただきます。